

高齢者在宅サービスセンター江戸川光照苑運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光照園が開設する高齢者在宅サービスセンター江戸川光照苑（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、江戸川区介護予防・日常生活支援事業による介護予防・生活支援サービス通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例百十一号。以下「条例」という。）の基本方針に基づき、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業者（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業の実施にあたっては、区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 高齢者在宅サービスセンター江戸川光照苑

(2) 所在地 東京都江戸川区北小岩 5-7-2

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。事業に支障のない範囲での兼務を認める。

(1) 通所介護従事者 通所介護従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

ア. 生活相談員 1名

生活相談員は、指定通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画等の作成等を行う。
また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

イ. 看護職員 1名

ウ. 介護職員 3名以上

介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

エ. 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

オ. 管理栄養士 1名（兼任）

管理栄養士は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。

員数は厚生労働大臣が定める配置基準を遵守する。

(2) その他

ア. 調理員

利用者の昼食等を調理する。

イ. 運転手

利用者の送迎を行う。

ウ. 事務職員等

事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(2) (3) ア、イ、ウについては、業務委託することができる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時45分

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分まで

(4) 延長サービス可能時間帯 午後5時から午後8時まで

第4章 指定通所介護の利用定員

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

併設型通所介護、介護予防・生活支援サービス通所介護

1単位 定員25名(利用定員)

第5章 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(指定通所介護等の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護等事業は、居宅サービス計画等に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する

排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する

衣類着脱の介助、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する

食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う

(5) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

(6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う

送迎、移動、移乗動作の介助

(7) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う

ア. 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言

イ. 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言

ウ. 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言

エ. その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業所との連携等)

第8条 通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対してサービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画及び介護予防サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成及び変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該サービスについて、介護保険法第41条第6項または法第53条の2項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(指定通所介護及び介護予防・生活支援サービス通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第11条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準による別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合のその額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 介護予防・生活支援サービス通所介護を提供した場合の額は、自治体の定める基準による別紙料金表によるものとし、当該通所介護が法定代理受容サービスである時は、介護保険負担割合のその額とする。

3 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて通所介護及び介護予防・生活支援サービス通所介護を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティ・サービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

4 第1項から第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で

説明した上で、支払いに関する同意を得る。

- 5 指定通所介護及び介護予防・生活支援サービス通所介護の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔指定予防通所事業〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔指定予防通所事業〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第6章 通常の事業の実施地域

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、江戸川区とする。

第7章 指定通所介護の利用に当たっての留意事項

（サービス利用にあたっての留意事項）

第13条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し、安全指導を図る。

第8章 緊急時等における対応方法

（緊急時等における対応方法）

- 第14条 通所介護従事者等は、指定通所介護及び介護予防・生活支援サービス通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、江戸川区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第9章 非常災害対策

（非常災害対策）

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第10章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを江戸川区に通報するものとする。

第11章 その他運営に関する重要事項

(衛生管理及び従事者等の健康管理等及び感染症まん延防止措置)

第17条 事業所は、通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は通所介護従事者に対し感染症・伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(秘密保持)

第18条 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は従事者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容に明記する。

(個人情報の保護)

第19条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第20条 管理者は、提供した指定通所介護及び介護予防・生活支援サービス通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第22条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 事業所は、適切な指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な

措置を講じるものとする。

- 3 事業所は、指定通所介護〔指定予防通所事業〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人光照園と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この改正規程は、平成15年 5月 1日から施行する。

この改正規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この改正規程は、平成20年 5月21日から施行する。

この改正規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この改正規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この改正規程は、令和 2年 1月 1日から施行する。

この改正規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。